

岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2(1)に規定する地域集積協力金交付事業、実施要綱第3の2(2)に規定する集約化奨励金交付事業に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象及び単価）

第2条 第1条に規定する事業を、補助金交付の対象として、市長が認める事業（以下「補助対象事業」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類及び単価は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、別表に定める補助金の種類に応じた交付申請書兼請求書（様式第1号～様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める時期までに交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第4条 第3条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、第3条に規定する補助金交付の申請があったときは、当該補助金に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 事業主体が、規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第3条に規定する補助金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第11条の規定に基づき行う補助金の額の確定は、第5条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 事業主体が、実施要綱第3の2別記2第6の5の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続きを行うものとする。

(書類等の保管)

第10条 事業主体は、交付事業に係る証拠書類等を整理し、補助金の交付を受け た年度の翌年度から起算して10年間整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力失う。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

事業名	補助対象事業	補助金の種類	単価
機構集積協力金交付事業	実施要綱第3の2別記2に基づいて行う事業	地域集積協力金交付事業	農地中間管理機構（以下「機構」）の活用率¹⁾に応じた交付単価に交付対象面積²⁾を乗ずる。ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請とすることとする。（実施要綱別記2別表1の2に掲げる区域は除く） ・一般地域交付単価 区分1:機構活用率<u>80%</u>超…<u>2.8</u>万円/10a ・中山間地域交付単価 区分1:機構活用率<u>60%</u>超<u>80%</u>以下…<u>2.8</u>万円/10a 区分2:機構活用率<u>80%</u>超…<u>3.4</u>万円/10a 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。
		集約化奨励金交付事業	以下交付単価に交付対象面積³⁾を乗ずる。交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とする。

			区分 1:交付要件（ア）…1.0万円/10a 区分 2:交付要件(イ) 又(ウ)…3.0万円/10a ・ 交付要件 (ア) 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加 a 同一の耕作者が耕作する 1 ha以上の団地面積 b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha以上の団地面積 (イ) 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が20ポイント以上増加 a 同一の耕作者が耕作する 1 ha以上の団地面積 b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha以上の団地面積 (ウ)次に掲げる団地面積の割合が30%以上の 「地域」において、a若しくはbの団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること
--	--	--	---

			a 同一の耕作者が耕作する 1 ha以上の団地面積 b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha以上の団地面積 機構を通じた農作業受託の農地面積については、交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。
--	--	--	---

1)活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付面積を含む合計面積）とする。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除く）とする。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができる。

2) 交付対象面積(地域集積協力金交付事業)

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} \\ - \text{貸付期間 6 年未満の農地面積}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注 1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正する法律（令和元年法律第12号）附則第 4 条に基づく権利及び義務の継承の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとする。なお、1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとする。

注 2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構に貸し付けられた農地面積とする。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとするが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができるものとする。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とする。

注 3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とする。

注 4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とする。ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和 3 年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

3) 交付対象面積(集約化奨励金交付事業)

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和 3 年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じ。）は対象外とする。

$$\text{交付対象面積（転貸）} = \text{対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積}$$

交付対象面積（受託）＝対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

注１：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が６年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の３月から目標年度の２月末までに機構から転貸された農地面積とする。

注２：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する１ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の３月から目標年度の２月末までに増加した団地面積とする。

注３：（ア）のｂ、（イ）のｂ及び（ウ）のｂによる団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、１団地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域の場合４.0ha、中山間地域の場合２.0haとする。

注４：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の３月から目標年度の２月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とする。